



島根県報

平成28年 2月23日 (火)

第 2,778 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
農用地利用配分計画の認可	(農業経営課)	2
換地処分 (4件)	(農村整備課)	3
地籍調査の成果の認証 (2件)	(用地対策課)	3

告 示

島根県告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成28年 2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ウォンツ薬局 益田日赤病院前店	益田市乙吉町イ102-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成28年 1月18日

島根県告示第118号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 鹿子原	邑智郡邑南町矢上3289-2	邑智郡邑南町矢上3355外89筆
竹谷 修一	松江市八束町入江283	松江市八束町入江字柳上947-1外2筆
野津 喜洋	松江市福富町78	松江市福富町364
カンドーフーム株式会社	松江市古曾志町307-1	松江市古曾志町852外3筆
井上 幹雄	松江市鹿島町北講武303	松江市鹿島町北講武字八ヶ坪107
野津 毅	松江市大井町450	松江市西尾町字円流寺沖1199-3外2筆
角 文之助	松江市竹矢町828-1	松江市竹矢町字忠孝858外1筆
農事組合法人 明るい農村	松江市西尾町848	松江市西尾町字円流寺沖1542-6外3筆
農業生産法人 ライスフィールド有限公司	松江市下佐陀町1349	松江市荘成町58-1外9筆
森江 哲二	松江市朝酌町37	松江市西川津町字北鷺島1685
木下 博己	松江市東出雲町出雲郷1245	松江市竹矢町字スス原386外4筆
加藤 正人	松江市東出雲町下意東2433	松江市東出雲町下意東字木ノ笠2345-2
農事組合法人 ゆとりの里下古志ファーム13	松江市古志町961-1	松江市古志町874外3筆
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市大草町373-1外1筆
中倉 敏彦	松江市西長江町278	松江市西長江町480-1外2筆
加藤 幸夫	松江市秋鹿町4089	松江市上大野町156-1外4筆
戸田 真	飯石郡飯南町野萱481	飯石郡飯南町下来島107-1外35筆

2 認可年月日

平成28年 2 月 23 日

島根県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年2月15日付けで県営土地改良事業に係る益田地区柿原工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年2月15日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区大川上工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年2月15日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区本谷下工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年2月15日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区中谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第123号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 2 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ

調査を行った時期

成果の名称

調査を行った地域

認証年月日

た者の名称		地籍図	地籍簿		
松江市	平成25年度～27年度	8枚	1冊	福富②	平成28年2月16日
松江市	平成25年度～27年度	17枚	1冊	東津田⑭	平成28年2月16日
雲南市	平成24年度～26年度	54枚	1冊	刈畑5	平成28年2月16日
雲南市	平成25年度～26年度	31枚	1冊	殿河内3	平成28年2月16日
雲南市	平成24年度～26年度	31枚	1冊	小河内1	平成28年2月16日
邑智郡美郷町	平成22年度～26年度	15枚	1冊	湯抱③	平成28年2月16日
邑智郡美郷町	平成23年度～26年度	52枚	1冊	湯抱④	平成28年2月16日

島根県告示第124号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ た者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成25年度～27年度	10枚	1冊	東忌部⑩	平成28年2月16日
安来市	平成26年度～27年度	12枚	1冊	荒島4	平成28年2月16日